

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	坂田
日 時	平成26年5月12日(月曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 04 分
出席委員	立花 眞継 苗村 酒井 井上 藤本 西口 竹田		
理事者 出席者	坂井病院事業管理者 野中管理部長 佐々木病院総務課長 小笹医事課長		
事務局	藤村局長、阿久根副課長、坂田		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

<事務局>

日程説明

2 案件

<立花委員長>

これより6月定例会提出予定議案の概要についてを議題として、理事者から行政報告を受けることとする。本件については、提出前の議案概要であることと、個人情報に関連するおそれがあることから、秘密会にしたいと考える。秘密会について、事務局から説明させる。

<事務局>

説明

<立花委員長>

秘密会の開会について採決を行う。賛成委員の挙手を求める。

[採決]

挙手 全員 可決

<立花委員長>

挙手全員であり、秘密会とすることに決定する。それでは傍聴者に退室を願う。

<傍聴者 退室>

[以下秘密会に入る]

10:08

[理事者入室] 市立病院

<病院事業管理者>

あいさつ・概要説明

行政報告

・6月定例会提出予定議案の概要について

<管理部長>

資料に基づき説明

~10:32

[質疑]

< 井上委員 >

損害賠償保険の認定はどうか。

< 管理部長 >

相手方は調停が不成立の場合は訴訟を行うと言われていたので、京都府保険医協会の判断を待ちながら調停を継続し対応してきた。保険医協会は10月下旬の審査会で病院に瑕疵があると認定し、損害賠償保険金1200万円を決定した。このことを受けて、12月の調停で和解を受け入れた。

< 井上委員 >

損害賠償金の1200万円は保険から支払われるのか。

< 管理部長 >

そのとおり。

< 苗村委員 >

正式な和解日はいつか。12月に和解をしたのであれば、3月定例会でなく、何故6月定例会なのか。事故後における教訓・改善点は。

< 病院事業管理者 >

12月の調停で和解を受け入れるとしているが、議会の承認が必要であり、正式な和解日は議案が承認された後で調停を行うため未定である。12月以降、方向性について病院内や顧問弁護士と協議を行ってきた。また、相手方の家族と会う場が設定できないか模索をしていた。結果的には会えなかったが、6月定例会で提案し7月に支払うことで整理をした。アラームを聞こえやすく、聞こえる範囲内に誰かがいる体制づくりや、お互いに状況の引き継ぎを行うなど、事例を次に活かすよう医療安全を進めている。

< 苗村委員 >

12月に和解を受け入れた時点で、3月定例会に間に合わなかったのか。

< 病院事業管理者 >

弁護士との調整等もあり、3月定例会の提案期日に間に合わなかった。

< 西口委員 >

アラームの設定数値について、事故後の予防策として設定数値の変更等の考えは。

< 病院事業管理者 >

心拍数は70が正常の範囲で、100～110が頻脈で注意しなければならない状況である。アラーム設定の数値は60～110の正常範囲内としており、この方については心拍数より酸素飽和度と言われる動脈血中の酸素状況が、設定数値の90%より下がっていた可能性があると考えている。

< 藤本委員 >

京都府保険医協会の判断を待ちながら調停に応じてきたとの説明であったが、保険医協会の審査会だけを頼りに判断していたのか。病院独自で顧問弁護士を設置するなどの体制や対応についてはどうか。

< 管理部長 >

当院では、このような大きな事故は殆ど起こっておらず、常に対応している訳でない。今回、医療に詳しい顧問弁護士に相談しながら進めてきたが、訴訟を回避した理由として、訴訟となれば最低でも京都地裁で約2年、上訴し高裁、最高裁となれば約4年かかるなど、職員に負担がかかること、また訴訟になった場合に敗訴する可能性があるというアドバイスがあったため、保険医協会の審査と並行して状況を判断し、金銭的な和解を受け入れたところである。

[理事者退室]

< 立花委員長 >

本案件について、秘密会の必要性がなくなったので、秘密会を終了する。異議はないか。

< 異議なし >

異議なしと認め、秘密会を終了する。

~ 10 : 48

3 その他

< 立花委員長 >

前回の委員会で年間テーマについて5項目の提案があった。その後に正副委員長で検討をした結果、月例会のスケジュール案として、6月定例会の委員会でアユモドキ保護の外来魚駆除について本市の取組状況と考え方の説明を受ける。7月の月例で今回行う行政視察の取りまとめを行う。8月、10月、11月の3回で自然エネルギー、子どもの権利条例、介護保険改定と地域包括ケアの3項目を並行して行い11月に一定の検討結果を出す。また、9月定例会の委員会で小型家電のリサイクルについてを埋立処分場延命化対策として、決算事務事業評価の一つにしてはどうかと考えている。

< 酒井委員 >

8月、10月、11月に3項目を並行して検討し、3項目とも結論を出すのか。

< 立花委員長 >

結論は、今後、各委員の意見を聞きまとめる。視察の2項目については、7月に行政視察の取りまとめを行うなかで、検討テーマが絞られると考えている。子どもの権利条例については、2年前に視察を行った時点で検討をするべきであった。視察時とは委員も代わっており、11月に条例案を提出するのは難しく、検討した内容を報告する程度と考えている。

< 井上委員 >

月例会のスケジュールを配付願う。

< 立花委員長 >

委員会終了後に配付する。

< 藤本委員 >

例えばアユモドキ保護の外来魚駆除を検討する場合、現状把握、改善点、提案、条例制定まで行うのであれば、かなりの時間を要すると思われる。地域包括ケアも同様であり、その他の項目も内容が広く、条例制定が無理でも何らかの提案が出来るよう、提案を行うテーマと今後引き続いて検討するテーマを整理した方が良いのではないか。

< 立花委員長 >

そのとおりである。介護保険の改定と地域包括ケアについては、総合法案が衆議院に提出されている最中であり、担当の委員会として情報収集を行い考え方の申し入れ程度を提案出来ればと考える。自然エネルギーについては、自然エネルギーの積極的な取り組みについての決議を全会一致で出来ればと考えている。アユモドキや小型家電については、観点を広げず定例会時の委員会で今後の方向性についてを説明願う程度と考えている。他に何かあるか。無ければこれで、環境厚生常任委員会を閉議する。

散会 ~ 11 : 04